

## 平成26年度 第12回庁議要旨

日時：平成26年9月26日（金）

午前9時00分～

会場：庁議室

### [審議事項]

#### 1 白浜地区における砂浜再生・跡地整備構想について（北上総合支所・復興政策部・産業部）

白浜地区の海水浴場は、毎年夏場に市内外から多くの方が訪れる観光地であり、震災前年には1万人を超える来場客があり賑わっていたが、震災により地区の殆どの建物が全壊・流失する被害を受け、さらに砂浜の面積も減少した。

昨年行った砂浜再生調査業務において、砂浜は徐々に回復し将来にわたり維持されていくだろうという調査結果が報告されたことから、白浜地区の再生と北上地区の観光振興のために海水浴場の再開を目指し、トイレ・シャワー棟など付帯施設の復旧、バーベキュー施設を備えたデイキャンプ場、ビーチパーク、多目的広場の整備によるレクリエーション拠点として再興を図るもの。

##### (1) 主な内容

###### ア 整備概要

- (ア) ビーチパーク 面積1,600㎡  
便益施設（トイレ、シャワー室、更衣室、用具倉庫、詰所兼休憩スペース）
- (イ) デイキャンプ場兼バーベキュー広場 面積3,000㎡  
東屋、テーブルベンチ、調理台つき洗い場、バーベキューグリル
- (ウ) 駐車場 面積5,800㎡
- (エ) 多目的広場 面積4,200㎡

###### イ 運営について

整備後は通年利用施設となるため、指定管理を想定する。

##### (2) 今後の予定

- 平成27年度～ 上物等実施設計
- 平成28～29年度 整備工事
- 平成29～30年度 海水浴場開設（予定）

#### 2 十八成浜地区海水浴場の再生・跡地整備構想について（牡鹿総合支所・復興政策部・産業部）

牡鹿半島の先端部に位置する十八成浜は、震災以前、集落前面に砂浜が広がり、海水浴場として多くの観光客が訪れ、牡鹿半島地区の主要な観光資源であったが、震災により地区の殆どの建物が全壊、流失する被害となり、さらに、広域地盤沈下（約1.2m）により、現在、砂浜は消滅し、海面下となっている。

消滅した砂浜を再生し、海水浴場として整備されることが、十八成地区の再生と牡鹿地域の観光業の再生を図るうえで、極めて重要であり、地区住民にとっても、民宿や商店、海の家などの再開につながるとともに、砂浜を利用したマリンスポーツ事業や美しい景観を生かした福祉施設の建設などの新規事業の参入も期待でき、働く場の確保により地区の

賑わいの再生、そして定住促進を図るもの。

(1) 主な内容

砂浜を再生し、海水浴場として利用するとともに、便益施設としてトイレ・シャワー室・更衣室等を整備し、海水浴客や商業施設利用者が憩う場として海浜公園を整備する。また、各施設の総合的な駐車場と民営による飲食店や物産等販売店舗用地を整備する。

ア 整備概要

- (ア) 養浜 面積 5,950㎡、延長 190m、奥行 37m
- (イ) 便益施設 面積 95㎡  
トイレ、シャワー室、更衣室、用具倉庫、詰所兼休憩スペース
- (ウ) 海浜公園 面積 4,000㎡  
広場、園路、東屋、ベンチ、水飲み、照明灯、案内板
- (エ) 駐車場 面積 2,300㎡
- (オ) 地域振興施設用地 民間店舗用地 700㎡

イ 運営について

海水浴場及び付属関連施設の管理運営については、地元住民との協働を基本として、地元住民組織への管理運営委託を想定している。

(2) 今後の予定

- 平成 27 年度～ 上物等実施設計
- 平成 30～31 年度 整備工事
- 平成 31 年度 海水浴場開設（予定）

3 予防接種法施行令の一部改正に伴う水痘予防接種の見直しについて（健康部）

任意接種である水痘予防接種事業は、「石巻市おたふくかぜ及び水痘予防接種実施要綱」に基づき、平成 25 年 10 月 1 日から市の独自の事業として 1 歳以上の未就学児に対して実施してきたところであるが、予防接種法施行令の一部改正により、平成 26 年 10 月 1 日から、予防接種法に基づく定期接種として実施されることとなったことから、接種対象者の見直しを行い、小児の感染症予防を図るもの。

(1) 主な内容

予防接種法施行令の一部改正により、水痘の予防接種が定期接種に追加されたことに伴い、要綱による接種対象者を見直す。

	H26.9.30 まで	H26.10.1～H27.3.31	H27.4.1～	財源
定期接種		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 歳以上 3 歳未満</li> <li>・ 2 回接種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 歳以上 3 歳未満</li> <li>・ 2 回接種</li> </ul>	90%が 普通交付税
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 歳以上 5 歳未満（経過措置）</li> <li>・ 1 回接種</li> </ul>		
要綱による助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 歳以上の未就学児</li> <li>・ 1 回接種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 歳以上の未就学児※（市長が必要と認める場合）</li> <li>・ 1 回接種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 歳以上の未就学児※（市長が必要と認める場合）</li> <li>・ 1 回接種</li> </ul>	全額市負担

※特別な理由により、3 歳（平成 26 年度は 5 歳）までに接種することができなかった場合、本市においては見直しにより接種対象とならなくなった未就学児について、1 回の接種も対象とする。

(2) 今後の予定

石巻市おたふくかぜ及び水痘予防接種実施要綱の改正（平成26年10月1日施行）

4 予防接種法施行令の一部改正に伴う高齢者の肺炎球菌予防接種の見直しについて（健康部）

任意接種である高齢者の肺炎球菌予防接種事業は、「石巻市肺炎球菌予防接種実施要綱」に基づき、平成21年4月1日から市の独自の事業として65歳以上の方に対して実施してきたところであるが、予防接種法施行令の一部改正により、平成26年10月1日から、予防接種法に基づく定期接種として実施されることとなったことから、接種対象者の見直しを行い、高齢者の健康保持及び増進を図るもの。

(1) 主な内容

予防接種法施行令の一部改正により、高齢者の肺炎球菌の予防接種が定期接種に追加されたことに伴い、要綱による接種対象者を見直す。ただし、年度中途による法改正のため、本市においては今年度に限り現行要綱による対象者を対象とする。

	H26.9.30まで	H26.10.1～H27.3.31	H27.4.1～H31.3.31	H31.4.1～	財源
定期接種		・65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳及び100歳以上の方	・65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方	・65歳の方	30%が普通交付税
		・60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器又は免疫機能に障がいがある方			
要綱による助成	・65歳以上の方	・65歳以上の方で定期接種の対象外となる方	廃止		自己負担額を除き市負担

・接種回数は1回【変更なし】

・定期接種の自己負担金 4,000円（生活保護世帯は減免）【変更なし】

(2) 今後の予定

石巻市肺炎球菌予防接種実施要綱の改正（平成26年10月1日施行）

5 石巻市中小企業復旧支援事業補助金交付制度の補助対象拡大について（産業部）

本補助金は、被災した中小企業の施設及び設備の復旧に要する経費の一部を補助するものであるが、被災企業の復旧支援・居住環境の改善など本市の復旧状況を鑑み、補助対象を拡大し、本市の復興事業の促進につなげるもの。

(1) 主な内容

ア 中小企業復旧支援事業補助金交付制度の補助対象物件の拡大

これまで補助対象物件ではなかった、他の事業者等に貸与するアパート、貸事務所等も補助対象物件に加える。

イ 要綱改正内容

改正後	現行
<p>第2条</p> <p>(1) 施設 店舗、事務所、作業場、原材料置場、その他前条に規定する補助金交付の趣旨の範囲内で必要と認められる施設であって、補助事業者の資産として計上するものをいう。</p>	<p>第2条</p> <p>施設 店舗、事務所、作業場、原材料置場、その他前条に規定する補助金交付の趣旨の範囲内で必要と認められる施設であって、補助事業者の資産として計上するものをいう。<u>ただし、他の事業者に貸与することを目的とするものは除く。</u></p>

## ※事業内容

### ア 補助対象者

- (ア) 市内で事業を営んでいる中小企業者で、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、卸売業、小売業、不動産業、物品賃貸業、宿泊業、飲食業、運輸業、製造業、サービス業（一部）等を営む者
- (イ) 施設が全壊及び大規模半壊又はそれに準じる大規模な災害（半壊以下を除く）を受け事業継続が困難な者で、市内で事業を再開又は継続する者

### イ 補助対象経費

被災した施設の修復、建替及び被災した設備の修繕又は入替に要する経費

### ウ 補助額

- (ア) 対象事業費… 20万円以上
- (イ) 補助率 … 1 / 2 以内
- (ウ) 補助限度額… 100万円

### エ 補助実績

- (ア) 平成23年度 57件 35,069,205円
- (イ) 平成24年度 230件 159,697,067円
- (ウ) 平成25年度 82件 56,783,366円

### (2) 今後の予定

石巻市中小企業復旧支援事業補助金交付要綱の一部改正（平成26年10月1日施行予定）

## [報告事項]

### 1 「災害時における県立6高等学校校舎等の避難所利用等についての覚書」の締結について（総務部）

本市では県立高等学校を避難所として指定しているが、県立高等学校と市の役割や責任の所在を明確にする必要があるため、本年1月15日に本市と県教育委員会において、「災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定」を締結した。本覚書は、この協定に基づき、災害時における県立高等学校を避難所として利用する上での基本的事項を定めるもの。

#### (1) 主な内容

##### ア 覚書締結先

宮城県石巻高等学校、宮城県石巻好文館高等学校、宮城県石巻北高等学校、宮城県水産高等学校、宮城県石巻工業高等学校、宮城県石巻商業高等学校

##### イ 覚書内容

避難所の利用、職員の派遣、避難所運営組織等、避難所運営マニュアル等の整備、住民への周知及び事故等が発生した場合の責任の所在などを規定。

#### (2) 今後の予定

ア 各県立学校との「災害時における高等学校校舎等の避難所利用等についての覚書」の締結式を10月以降に予定。

イ 各学校との覚書締結後、学校とそれぞれの地域の自治会等と、当該避難所開設運営等に関する協議の場を設定し、住民の鍵の管理等を含めた避難所運営マニュアルの整備を図る。

## 2 平成26年度石巻市総合防災訓練の実施について（総務部）

市民一人ひとりが、自らの生命は自らが守るという意識を持ち、防災についての正しい知識と行動が身につくよう、市民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図ることを目的として、全市一斉に総合防災訓練を実施するもの。

### (1) 主な内容

ア 実施日時 平成26年10月19日（日）

(ア) ステージ1（全市一斉の地震・津波避難訓練） 午前7時30分～8時30分

(イ) ステージ2（地域の自主的な災害応急対策訓練） 午前8時30分～

イ 場所 市内全域

ウ 訓練参加機関

石巻市、石巻市教育委員会、石巻市消防団、石巻広域消防、石巻警察署、  
河北警察署、自主防災会、町内（区）会

### (2) 今後の予定

ア 実施要領細部の検討

イ 関係機関との調整

ウ 広報周知

(ア) 訓練周知チラシの全戸配布（10月1日号市報折込）

(イ) 市報及び市ホームページへの掲載

(ウ) 公共施設、広報掲示板へのポスター掲示など

エ 地域版津波避難計画作成支援として住民ワークショップの実施

## [その他]

### 1 環境フェア2014の開催について（生活環境部）

環境フェア2014が次のとおり開催されることとなった旨、生活環境部長から報告があった。

(1) 開催日時 平成26年11月1日（土）午前9時30分から午後3時まで

(2) 開催場所 こもれびの降る丘 遊楽館 アリーナ  
※「第23回かなんまつり」の会場内で同時開催

(3) 開催内容 ・環境保全団体による研究活動の発表、体験コーナー  
・市内保育園児作成リサイクル作品展示  
・スタンプラリー

### 2 牡鹿鯨まつりの開催について（牡鹿総合支所）

牡鹿鯨まつりが次のとおり開催されることとなった旨、牡鹿総合支所長から報告があった。

(1) 開催日時 平成26年10月5日（日）午前10時から

(2) 開催場所 旧牡鹿公民館跡地

(3) 開催内容 ・お祭りステージ  
・鯨の食文化発信

以上